

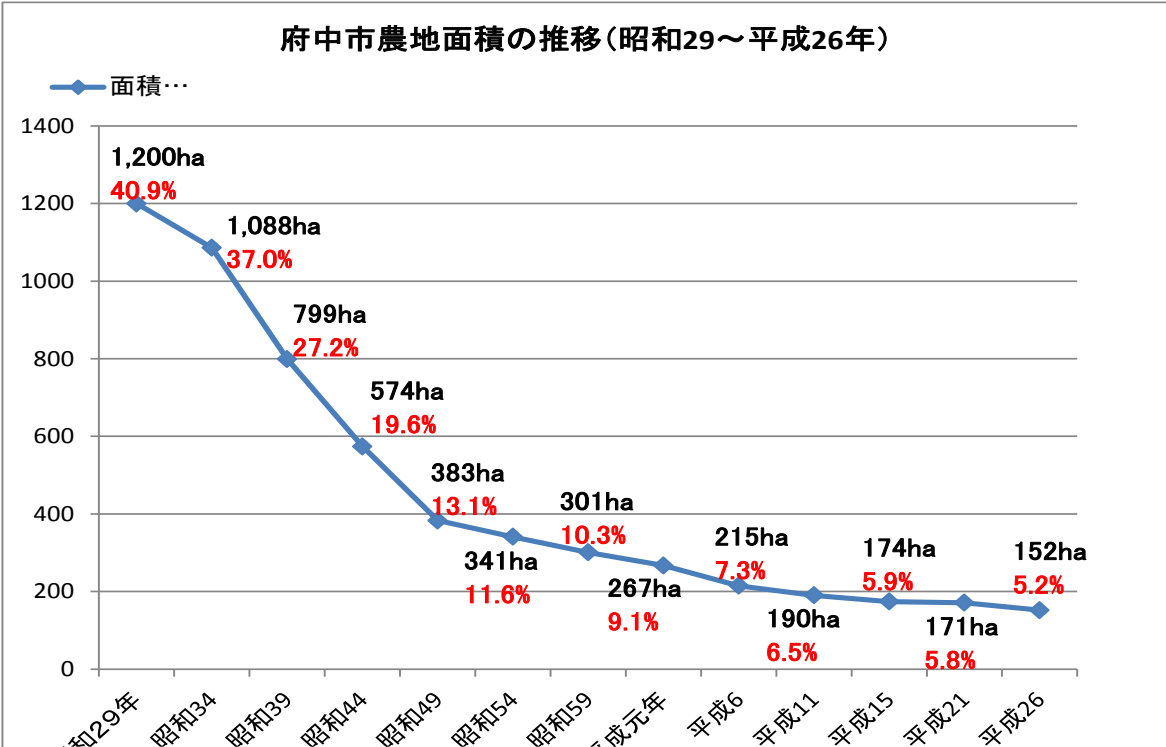
府中農業の現状

1 農 地

(1) 農地の減少

市内の農地は、昭和 29 年頃には約 1,200ha、市内の総面積の約 40.9%を占めていましたが、都市開発により宅地や公共用地などに転用され、平成 15 年度では約 174ha、総面積の約 5.9%に、現在では約 152ha、総面積の約 5.2%にまで減少しています。特に中央部の減少が顕著となっています。

グラフ 1：農地面積の推移



(府中市農業委員会資料)

【前計画からの経過】

農地は前計画策定期には年間約 4ha 減少していましたが、ここ数年は年間約 3～4ha の減少と減少傾向は鈍化しています。前計画では、平成 26 年度の農地保全の目標面積を 130ha としていますが、このまま推移すると約 150ha が農地として残る見込みです。

前計画の策定後の 10 年間に減少した農地 23ha の内訳は、生産緑地が 17.4ha (76%)、宅地化農地が 4.8ha (24%) で、相続等による生産緑地の指定解除が進んだといえます。

農家 1 戸当りの平均経営耕地面積は、第 2 次計画策定時 (平成 17 年度) の 3,702 m² からと 3,446 m² へと約 260 m² 減少し、経営耕地面積別農家戸数の変化を見ると経営耕

地面積が 1,000 m²以下の農家の占める割合が増えており、小規模の農家が増加する傾向にあります。

表 1：前計画で示した農地面積の目標と現状・見込み

	昭和 61年	平成 8年	平成 11年	平成 16年	目標（平 成21年）	目標（平 成26年）
前計画	260ha	200ha	190ha	175ha	150ha	130ha
実績					171ha	152ha

表 2：生産緑地と宅地化農地の面積の推移

	平成8年	平成16年	平成26年	比較増減
生産緑地面積	129.4ha	119.7ha	102.3ha	-17.4ha
宅地化農地面積	79.8ha	54.7ha	49.9ha	-4.8ha
農地面積合計	209.2ha	174.4ha	152.2ha	-22.2ha

(府中市農業委員会資料)

表 3：経営耕地面積別農家戸数と割合

経営耕地面積	平成8年度		平成16年度		平成25年度	
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
1,000m ² 以下	108	19.5	121	25.5	127	27.1
1,001～3,000m ²	201	36.2	153	32.2	168	35.9
3,001～5,000m ²	121	21.8	105	22.1	90	19.2
5,001～7,000m ²	61	11	45	9.5	39	8.3
7,001～10,000m ²	36	6.5	32	6.7	23	4.9
10,001m ² 以上	28	5	19	4	21	4.5
合計	555	100	475	100	468	100

(府中市農業概要)

(2) 農地の細分化、住宅との混在化

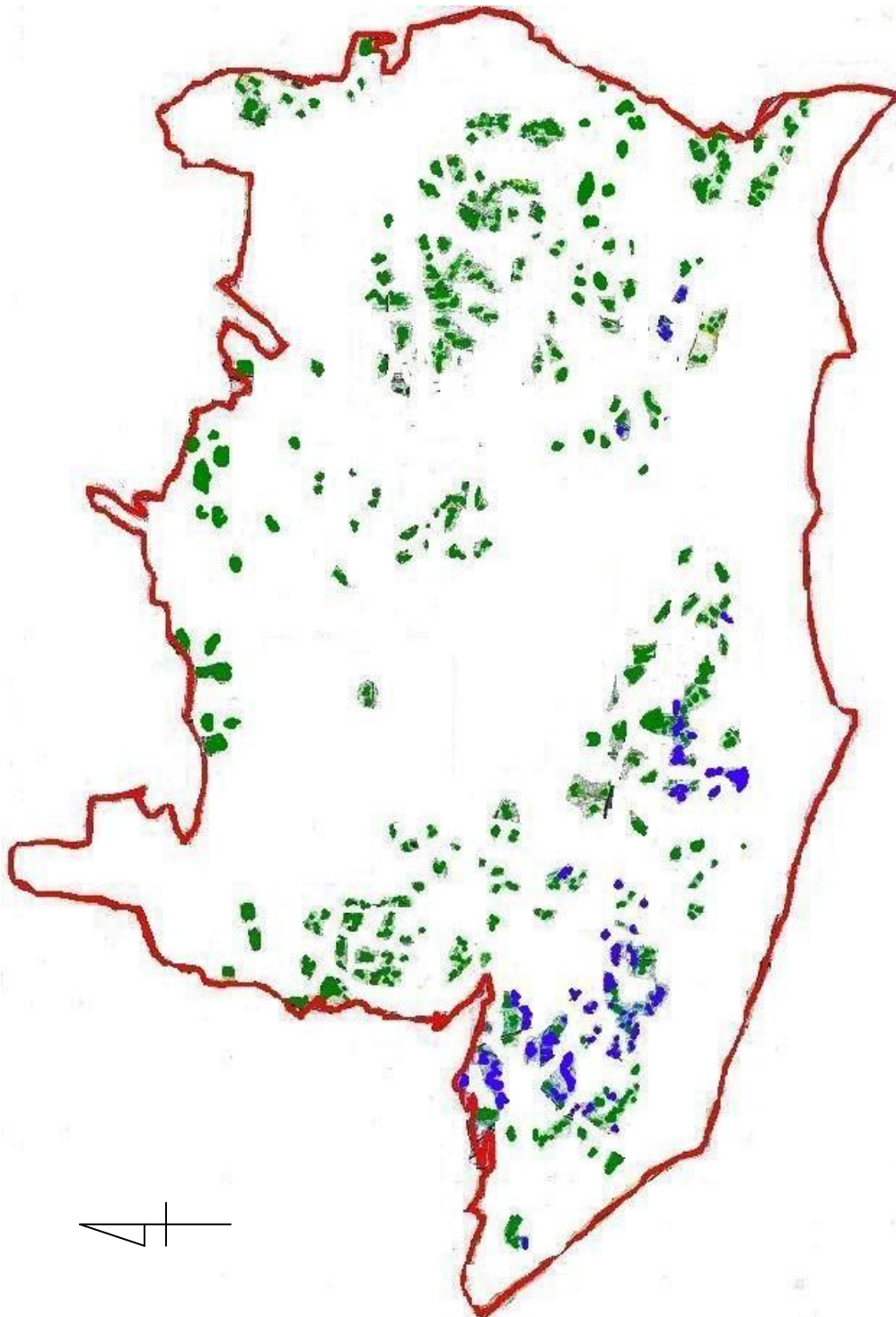
農地の減少の主な理由は、相続発生時の相続税を納税するためや、遺産の分割にともなう農地の売却、公共事業などへの協力のためです。

農地が一部転用され宅地化されることにともなう農地と住宅との混在化が進み、建物の影響による日照不足、通風障害の発生や騒音のする耕運作業や防

除作業を行う際に時間や気象条件に配慮しなくてはならないなど、農作業上さまざまな問題が生じています。

また、遺産分割や一部売却による農地の細分化や道路建設による農地の分断などにより、農作業の非効率化が進んでいます。

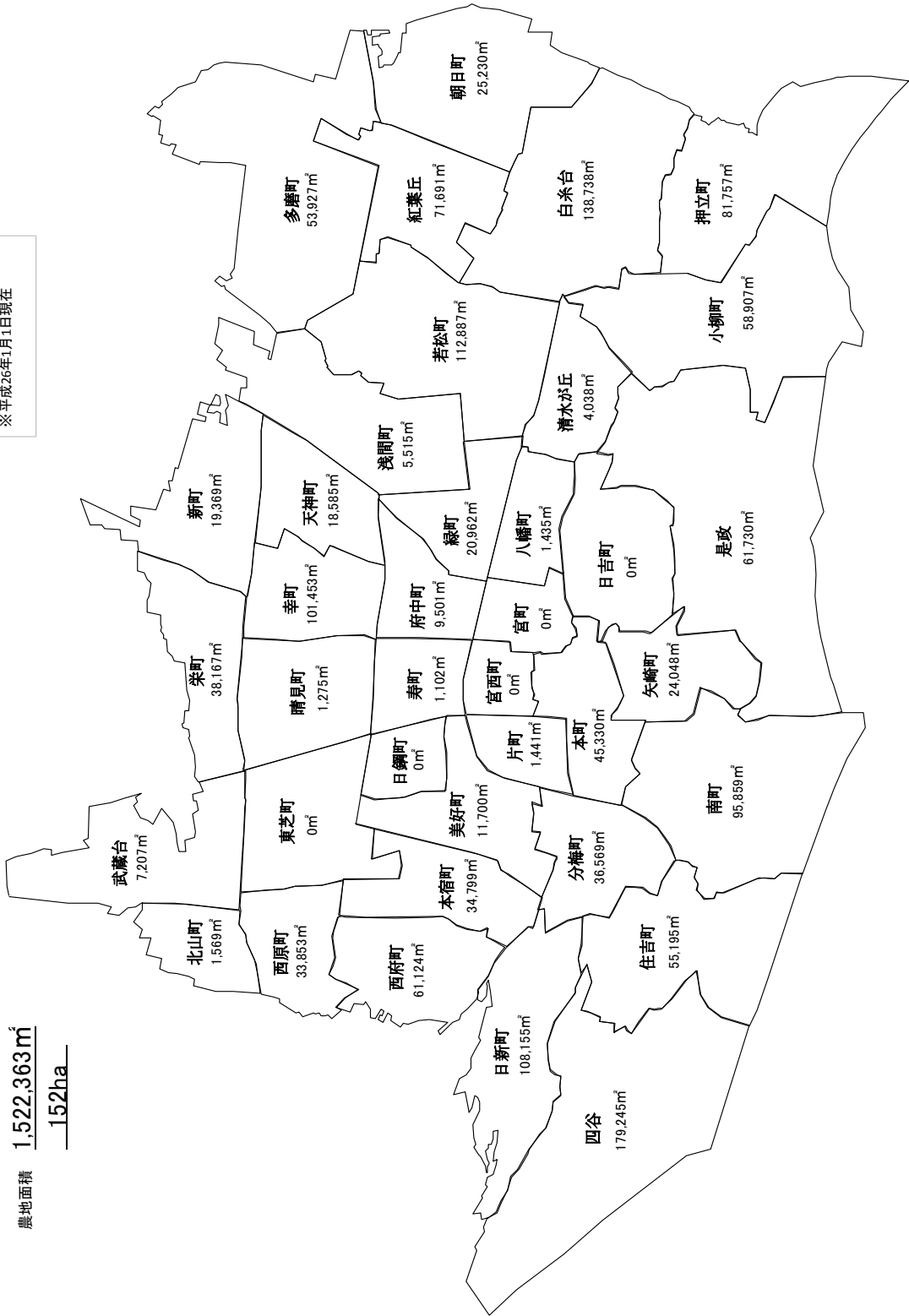
図1：平成16年度の府中市内の農地の位置図（黒い斑点部分が農地）



府中市の農地面積

※平成26年1月1日現在

農地面積 1,522,363㎡
152ha



2 農家と農業従事者

(1) 農家戸数・農業従事者の減少

昭和30年には、農家戸数は1,340戸、農業従事者は3,425人でしたが、平成16年度には農家戸数475戸、農業従事者は1,091人、平成26年度には468戸、1,020人に減少しています。

地価の高い都市地域で、新たに農地を購入し農業を始めることは不可能に近いこと、また、農地面積が少ないことに加え、農産物の価格が低迷していることから農業経営として成り立たないため廃業する農家もあり、農家戸数・農業従事者数の減少は歯止めがかかりません。

【前計画からの経過】

農家戸数は前計画策定期には年間約5戸減少していましたが、ここ数年はほぼ横ばいと減少傾向は鈍化しています。前計画では、平成25年度の目標農家戸数を425戸としましたが、このまま推移すると468戸が残る見込みです。

前計画では、平成25年度の農家人口の目標人数を980人としましたが、このまま推移すると約1,080人が見込めます。

表4：前計画で示した農家戸数の目標と現状・見込み

	昭和61年	平成8年	平成11年	平成16年	目標 (平成21年)	目標 (平成26年)
前計画	688戸	555戸	504戸	475戸	450戸	425戸
実績					470戸	468戸

表5：前計画で示した農業従事者数の目標と現状・見込み

	昭和61年	平成8年	平成11年	平成16年	目標 (平成21年)	目標 (平成26年)
前計画	1,380人	1,223人	1,074人	1,091人	1,035人	980人
実績					1,038人	1,020人

農家戸数と専業・兼業別

年度		専業	兼業		総戸数
			第1種兼業	第2種兼業	
平成16年度	戸数	11	28	436	475
	割合(%)	2.3	5.9	91.8	100
平成25年度	戸数	10	20	438	468
	割合(%)	2.1	4.3	93.6	100

(平成16年度・25年度府中市農業概要)

(2) 農業従事者の高齢化

平成 16 年度の農業従事者の平均年齢は 62.0 歳、平成 25 年度で 65 歳と、年々高齢化しており、農家戸数、農業従事者の減少とともに、府中市の農業の継続にとって深刻な問題となっています。

これは、新規就業者が少ないことが主な原因であり、理由としては他産業並みの収入が得られないこと、相続により農地が減少することが予測され、将来性が見込めないことなどが主な理由であると考えられます。

平成 16 年度に行った農業生産団体に加入している農家のアンケート（以下農家アンケート調査）では、後継者がいない農家が 27.1%を占めています。平成 25 年度のアンケートでは、後継者がいない農家が 30.5%と増加しています。

	平成16年度		平成25年度	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
本人	24	24	70	17.4
子ども	31	31	155	38.5
いない	26	26	123	30.5
検討中	15	15	43	10.7
無回答	4	4	12	3.0
	100	100	403	100

【前計画からの経過】

農業従事者の平均年齢は前計画策定期では 58.8 歳でしたが、平成 16 年度には 62.0 歳、平成 25 年度には 65 歳と、さらに高齢化がすすんでいます。

また、50 歳未満の農業後継者で構成する府中市農業後継者連絡協議会の会員数は、前計画の策定時は 75 人前後で推移していましたが、平成 16 年度には 63 人、平成 25 年度は 56 人と若干減少しています。

表 6：年齢別農業従事者数と割合

	30 歳 以下	31～ 40 歳	41～ 50 歳	51～ 60 歳	61～ 70 歳	71～ 80 歳	81 歳 以上	合 計
人 数	26	79	128	232	270	251	105	1,091
割合 (%)	2.4	7.2	11.7	21.3	24.8	23.0	9.6	100.0

(平成 16 年度府中市農業概要)

	30歳 以下	31～ 40歳	41～ 50歳	51～ 60歳	61～ 70歳	71～ 80歳	81歳 以上	無回答	合 計
人 数	26	62	115	179	246	211	166	15	1,020
割合 (%)	2.5	6.1	11.3	17.5	24.1	20.7	16.3	1.5	100.0

(平成 25 年度府中市農業概要)

(3) 家族労働

農家 1 戸当たりの平均農業従事者数は平成 16 年度が 2.3 人、平成 25 年度が 2.2 人、農業従事者に占める女性の割合は平成 16 年度が 46.2%、平成 25 年度が 42.2%で、夫婦や親子など家族労働を単位とした経営が中心となっています。

農家アンケート調査で、後継者不足などの労働力不足への対応を聞いたところ、「家族でできる範囲で対応する」「機械化などによる省力化を図る」が半数以上を占め、家族労働で対応していくことがうかがえます。

人を雇うためには、賃金を払えるだけの収入が得られることが必要であるため、「パートを雇う」「人（常勤）を雇う」と回答した農家はそれぞれ 10%程度となっています。

労働力不足への対応として、市では平成 10 年度に援農ボランティア制度を創設し、希望する農家に農作業を手伝う市民援農ボランティアの派遣をはじめました。平成 16 年で 17 戸の農家で 88 人、平成 25 年で 31 戸の農家で 128 人の援農ボランティアが活躍しています。

表7：後継者不足などの労働力不足への対応（回答農家平成16年100戸、平成25年403戸）

回 答 選 択 肢	平成16年		平成25年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
家族でできる範囲で対応する	51	51	222	55.1
機械化などによる省力化を図る	49	49	105	26.1
うね売り、株売りなど手間のかからない方法で対応する	17	17	26	6.5
規模を縮小する	14	14	54	13.4
農作業を市民ボランティアに手伝ってもらおうようにする	13	13	54	13.4
パートを雇う	12	12	29	7.2
人（常勤）を雇う	7	7	9	2.2

3 農業経営

(1) 消費者ニーズにあった販売方法

農産物の販売は、昭和30年代はほとんどが市場出荷でしたが、近年では都市化が進み、消費者が身近にいるため経営として成り立つこと、農家の減少にともない共同出荷体制が整わず、個人出荷では市場性が低いことなどから、個人直売所での販売、共同直売所への出荷や観光農業に取り組む農家が増えています。

自宅や農地の一角に直売所を設置し野菜の直売を行う農家や、マイズ農業協同組合西府支店・多磨支店にある共同直売所「Mショップ」や平成16年開設された「府中特産品直売所」、平成23年に開設された「郷土の森観光物産館」に出荷する農家、またスーパーの地場産コーナーに出荷するグループなども年々増加しています。

また、観光農業として「ぶどう園」「ハーブ園」「ねぎのうね売り」「じゃがいものうね売り」などを行う農家も増えています。平成15年度から農家の経営する体験型農園が開設され、押立町と緑町などに5園あり、抽選で利用者を決めるほど人気があります。

平成4年度から始まった学校給食への出荷量は年々増えており、野菜だけでなく米や果実なども出荷されています。

これらの取り組みは、市内で生産された農産物を市内で消費するという地産地消の観点から今後も拡大していくと考えられます。

農家アンケート調査で農産物の販売方法を聞いた結果は表8のとおりです。

表8：農産物の販売・販売方法（複数回答／回答農家平成16年100戸、平成25年403戸）

回答選択肢	平成16年		平成25年度	
	回答数	割合(%)	回答数	割合(%)
市場出荷	51	51	56	13.9
個人で行っている直売	54	54	149	37.0
共同直売所への出荷	17	17	116	28.8
スーパー・小売店	11	11	43	10.7
うね売り・株売り	7	7	16	4.0

(2) 「現状維持」が80%⇒65%

農家アンケート調査で、今後の農業経営の方向を聞いた結果は表9のとおりです。

都市部の地価の高騰などから経営（農地）を拡大することがむずかしいこと、人を雇うほど収入が見込めないため家族労働で対応しなくてはならないことなどから、平成16年度は80%の農家が「現状の経営を維持していきたい」と考えていましたが、平成25年度は65%に落ち、しかも18%が縮小したいとし、

農業経営の縮小傾向がうかがえます。

表 9：今後の農業経営の方向（回答農家平成 16 年 100 戸、平成 25 年 403 戸）

回答選択肢	平成16年		平成25年度	
	回答数	割合 (%)	回答数	割合 (%)
経営を拡大したい	7	7	25	6.2
現状を維持したい	80	80	264	65.5
経営を縮小したい	9	9	73	18.1
その他	4	4	41	10.2
合 計	100	100	403	100

(3) 農業収入の低迷

経営耕地面積が少ないことや農産物の価格低迷などの影響で農業収入は低く、労働に見合った他産業並の収入を得ることがむずかしい状況です。

2000 年農業センサスによると、府中市の農家の年平均農業収入は 115 万円しかありません。販売農家数や販売金額は表 10 のとおりです。

農業収入が低いため、農地の一部にアパートや駐車場を作るなど不動産収入と併せた収入で生活せざるを得ない状況にあります。労働的には農業を中心としていますが、農業収入が低いため、経営的には第 2 種兼業農家（農業収入が農外収入より少ない）が平成 16 年度 91.8%、平成 25 年度 93.6%を占めています。

農業従事者の確保の面からも、農業収入を増額・安定させる取り組みが必要です。

表 10：農産物販売金額規模別農家数　－販売農家－

販売額 (1年当たり)	2000年（平成12年）		2010年（平成22年）	
	農家戸数	割合 (%)	農家戸数	割合 (%)
販売なし	22	8.7	15	7.7
15万円未満	23	9	30	15.4
15～50万円	34	13.4		
50～100万円	35	13.8	27	13.8
100～200万円	39	15.4	36	18.5
200～300万円	26	10.2	25	12.8
300～500万円	28	11	26	13.3
500～700万円	23	9	16	8.2
700～1,000万円	8	3.1	8	4.1
1,000～1,500万円	6	2.4	9	4.6
1,500～2,000万円	1	0.4	0	0.0
2,000～3,000万円	2	0.8	0	0.0
3,000万円以上	7	2.8	3	1.5
合計	254	100	195	100

(2000年・2010年農業センサス)

(4) 1/3⇒1/4の農家が販売なし

市内の農産物の販売状況は表11のとおりで、平成16年度に販売なし自給農家が全体の1/3を占めていましたが、平成25年度には1/4になっています。販売のない自給農家は、自家用の米を生産している場合や経営耕地面積が狭い、出荷先がないなどの理由で販売を行っていない農家です。

マインズ農協や観光物産館など共同直売所の設置や個人直売所の設置が、自給農家の割合を下げた要因の一つと考えられます。

表11：農産物の販売状況（複数回答）

	市場出荷	直売	Mショップ	学校給食	販売なし
戸数	115	166	57	20	154
割合 (%)	24.2	34.9	12.0	4.2	32.4

(平成16年度府中市農業概要)

平成25年度の自給農家

年度	種別	専業	兼業			総戸数
			第1種兼業	第2種兼業	内 自給のみ	
平成25年度	戸数	10	20	438	119	468
	割合 (%)	2.1	4.3	93.6	25.4	100

(平成25年度府中市農業概要)

(5) 作物別の現状

○稲 作

昭和40年代半ばから米の過剰在庫の調整のため米の生産調整が行われた結果、米の生産は大幅に減ってきました。近年では、遺産分割にともなう農地の売却、宅地化、公共事業の協力、道路建設などにより、まとまった稲作地帯であった四谷地区の水田が、大幅に減少しています。生産される米のほとんどが自家用米となっていますが、一部は学校給食へ出荷されています。

また、古代米（黒米）も平成12年から生産されており、販売単価が高いこと、黒米煎餅などに加工されるなど需要が見込まれることから、生産者は増加傾向にあります。今後も、黒米うどんや黒米パンなど新たな特産品としての利用が期待されています。

市内には、農業用水を管理する4つの用水組合がありますが、稲作農家の減少にともなう組合員数の減少や組合員の高齢化により、組合の運営や用水路の維持管理に影響がでています。

農業用水は、稲作に必要であるだけでなく、ヒートアイランド現象の緩和や身近な水辺空間としての機能も有しており、水田とともに計画的に残していく必要があります。

表12：水稲作付け農家戸数、面積、生産量の推移

	昭和 61年度	平成 8年度	平成 16年度	平成 25年度
戸数	256	181	136	104
面積 (a)	5,054	3,874	2,133	2,353
生産量 (トン)	190	139.3	78.3	90.3

(府中市農業概要)

表13：市内の農業用水組合

団体名	平成16年度		平成25年度		灌漑区域	水源
	組合員数 (人)	灌漑面積 (ha)	組合員数 (人)	灌漑面積 (ha)		
西府用水組合	119	29	91	22.4	四谷地域・住吉町地域 南町地域・日新町地域	多摩川
府中市用水組合	54	9.7	49	8.1	南町地域・矢崎町地域 是政地域	多摩川 地下水
多磨用水組合	39	5.3	25	3.9	押立町地域 小柳町地域	地下水
二ヶ村用水組合	14	1	13	0.2	押立町地域	地下水
是政用水組合	7	0.09	平成23年 度解散		是政地域	地下水

(府中市資料)

○畜産

20年前までは酪農、養鶏、養豚が盛んに行われ、それぞれ組合もありましたが、畜産物の価格低迷や都市化による飼育環境の悪化などの影響で、現在では、養鶏農家1戸にまで減少しています。

鶏卵は、共同直売所やスーパーなどで、府中産の鶏卵として販売されるほか、養鶏場前の卵の自動販売機でも販売されています。

鳥インフルエンザ対策や家畜排せつ物の管理の適正化及び利用促進に関する法律の施行などにより、環境に配慮した畜産経営を行っていくことが必要です。

○野菜

府中市の特産物として、小松菜やわけぎなどの単品目を専門に生産・出荷する組合がありますが、近年では直売による販売が増加しているため、年間を通じて多品目を少量ずつ生産する農家が増えてきています。

市内には、農事研究会連合会（野菜全般）、押立営農組合（小松菜）、是政出荷組合（わけぎ）、があります。

給食センター出荷の会は、学校給食へのお荷を行っています。

押立営農組合と是政出荷組合は、ブランド性を生かし市場出荷やスーパーとの契約栽培などを行っています。

府中農産物出荷組合、郷土の森農産物出荷組合は、共同直売所へのお荷を行っています。

このほか、都のエコファーマーの認証を取得し有機栽培を行うグループや農協の直売所へお荷する組合など、消費者ニーズを取り入れたさまざまな魅力的な経営が行われています。

○果実

府中市の特産品として、多摩川沿いで栽培されている梨が有名ですが、高齢化などの理由により栽培農家は年々減っています。

「稲城」「豊水」「幸水」など人気のある高品質な品種の栽培が行われており、販売方法はほとんどが宅配便による地方発送と直売です。

梨生産者で組織する果実生産出荷組合では、平成16年度からトレイサビリティシステムの導入に取り組み、生産情報の提供を行っています。

梨のほかにも、ぶどう・キウイフルーツ・ブルーベリー・栗・柿など多くの果実が生産されています。ぶどう狩りやブルーベリーの摘み取りなど、観光農業を行っている農家もあります。

○植木・花卉

市内には植木を主体とする植木花卉生産組合と花卉を中心とする花卉園芸

組合があります。

植木花卉生産組合は、かつては造園用の五葉松やツゲなど大型の植木の生産が主体でしたが、住宅面積が狭くなり植木を植えるスペースがなくなってきたことや景気の低迷などの影響で、現在では造園用の植木からクリスマスツリーの苗木・盆栽・花卉・鉢物・芝・グランドカバーなどさまざまな品目に変わっています。

花卉園芸組合は、かつては夏菊の生産が主体でしたが、現在では鉢物や切花など消費者ニーズにあった多種品目の生産が増えてきています。生産物は、市場と直売にほぼ半々に出荷されています。

また、市の委託業務である公園の植え込みや公共花壇の植え付けなども行っています。

○椎茸

椎茸栽培者で組織する椎茸生産出荷組合があり、被覆材などで人工的なほだ場を作り原木を使った栽培を行う農家のほか、遮光型のビニール温室内で菌床栽培を行っている農家があります。

生産物は、直売や共同直売所へ出荷されています。

4 市民とのふれあい

(1) 農地・農業を活用した各種の事業に期待

平成 25 年度の市政世論調査で、農業振興に力を入れるべき施策を調査した結果は表 14 のとおりです。

「農産物の直売」や「学校給食への供給」、「子どもの農業体験」など、多くの事業の充実が期待されています。

表 14：今後実施または拡大してほしい施策（択一式・複数回答）

回 答 選 択 肢	平成16年度		平成25年度	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
農産物の共同直売所の設置	137	24.1		
農家の庭先販売の拡大	55	10.6		
農産物の直売所の拡大・整備			321	38.4
農産物を身近に買える場所を整備・PR（農産物の購入場所や入手方法の情報提供）	101	19.3	181	21.7
各種イベントでの農産物の直売			138	16.5
学校給食への農産物の供給拡大（学校給食への農産物の使用・供給の拡大）	115	20.2	279	33.4
特産品の研究・開発			56	6.7
市内産農産物を使った加工品の開発			61	7.3
市内産農産物を使った飲食店の拡大			85	10.2
農業経営への支援			103	12.3
援農ボランティアの育成と活動支援			49	5.9
有機・減農薬栽培などの指導・支援・販売			99	11.8
循環型農業の推進	110	21.1	116	13.9
子供が農業体験できる場の拡大（子どもを中心とした農業体験や食育の推進）	76	14.5	201	24.0
環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農地の保全			60	7.2
農業後継者の確保・育成			174	20.8
新規就農者支援			68	8.1
農業体験の拡充と情報提供			34	4.1
市民農園（家庭菜園）の拡大	66	12.6		
体験型農園、市民農業大学など農家が指導する農業体験の場の拡大	58	11		
農業・農地を活用した環境教育の実施			56	6.7
観光農園の拡充			43	5.1
観光農園（果実のもぎ取り、ネギのうね売りなど）の拡大	57	10.9		
農業振興施策の策定			25	3.0
合 計	569	100	836	

【前計画からの経過】

前計画ではサブタイトルを「50年先にも府中市に農地・農業を残す」とし、市民

とのふれあい農業の推進に力を入れた計画でした。

計画に盛り込まれた主な施策の実施状況は資料1のとおりです。

5 市民の府中農業に対する意識

(1) 多様な農地の役割

消費者アンケート調査で、府中市内の農地について感じていることを調査した結果は表15のとおりです。

市民は農地を農産物の生産場所というだけでなく、「産業・健康」「環境・景観」「防災」「教育」「地域コミュニティ」などさまざまな機能を有する場所として認識していることがうかがえます。

表15：府中市内の農地について感じていること（択一式・複数回答）

回 答 選 択 肢	平成16年度		平成25年度	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
新鮮な農産物の生産場所として必要である (新鮮で安全な農産物の供給)	130	51.4	617	73.8
食育などの教育的役割			242	28.9
避難場所など防災の観点からも必要である (災害時における避難場所などの防災機能)	35	13.8	149	17.8
やすらぎを与える緑のオープンスペースとして 必要である (生活への潤いや安らぎの提供)	51	20.2	188	22.5
市民が自然にふれあう場所として必要である	34	13.4		
自然や環境の保全機能			319	38.2
地域産業の活性化			260	31.1
地域の伝統・文化の継承			73	8.7
農業体験を通じたコミュニティの醸成			135	16.1
身近なレクリエーションの場			48	5.7
市内に農地は必要ないと思う	2	0.8		
宅地化など土地の高度利用を進めていくべきである	1	0.4		
合 計	253	100	2031	

(2) 「農地を残してほしい」が9割⇒7割以上

市内の農地が減っていくことに対して感じていることを調査した結果は表16のとおりです。

平成16年度で「農地を残してほしい」と考えた人が9割以上いましたが、

平成 25 年度には 7 割強になっています。

一方、「宅地化（都市化）が進んでいるので仕方ない」と回答した人が、平成 16 年度の 4 %から、平成 25 年度 20%と増えています。

表 16：農地が減ることについてどう思うか（択一式）

回 答 選 択 肢	平成16年度		平成25年度	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
これ以上農地を減らさないでほしい	83	43	155	18.5
できる限り農地を残してほしい	99	51	456	54.5
宅地化がすすんでいるのでやむを得ない (都市化が進んでいるのでやむを得ない)	8	4	175	20.9
宅地化は土地の高度利用なので好ましい	2	1	25	3
その他	2	1	15	1.8
合 計	192		826	

(3) 市に力を入れてほしいこと

消費者アンケート調査で、市内の農業を振興するために市に力をいれてもらいたい事業についての回答は表 17 のとおりです。

循環型農業を推進すること（市内で発生する有機質資源で作った堆肥を用いて栽培した農産物を市内に流通させる）や農地を減らさないようにすること、子供が農業体験できる場を拡充することなどの意見が上位を占めています。

表 17：府中市の農業を振興するため市に力を入れて欲しいこと（再掲。択一式・複数回答）

回 答 選 択 肢	平成16年度		平成25年度	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
農産物の共同直売所の設置	137	24.1		
農家の庭先販売の拡大	55	10.6		
農産物の直売所の拡大・整備			321	38.4
農産物を身近に買える場所を整備・PR（農産物の購入場所や入手方法の情報提供）	101	19.3	181	21.7
各種イベントでの農産物の直売			138	16.5
学校給食への農産物の供給拡大（学校給食への農産物の使用・供給の拡大）	115	20.2	279	33.4
特産品の研究・開発			56	6.7
市内産農産物を使った加工品の開発			61	7.3
市内産農産物を使った飲食店の拡大			85	10.2
農業経営への支援			103	12.3
援農ボランティアの育成と活動支援			49	5.9
有機・減農薬栽培などの指導・支援・販売			99	11.8
循環型農業の推進	110	21.1	116	13.9
子供が農業体験できる場の拡大（子どもを中心とした農業体験や食育の推進）	76	14.5	201	24.0
環境保全や環境負荷の低減を踏まえた農地の保全			60	7.2
農業後継者の確保・育成			174	20.8
新規就農者支援			68	8.1
農業体験の拡充と情報提供			34	4.1
市民農園（家庭菜園）の拡大	66	12.6		
体験型農園、市民農業大学など農家が指導する農業体験の場の拡大	58	11		
農業・農地を活用した環境教育の実施			56	6.7
観光農園の拡充			43	5.1
観光農園（果実のもぎ取り、ネギのうね売りなど）の拡大	57	10.9		
農業振興施策の策定			25	3.0

6 農業を取り巻く税制度・農地制度

(1) 農業を続けていくための障害は相続税の負担

農家アンケート調査で、「農業を続けていくために障害となっていること」を調査した結果は表 18 のとおりで、「相続税の負担」や「農地周辺の開発」「農業収入が少ない」などが主な理由となっています。

表 18：農業を続けていくために障害となっていること（択一式・複数回答）

回答選択肢	平成16年度		平成25年度	
	回答者数	割合 (%)	回答者数	割合 (%)
相続税の負担	76	76	253	63
農地の周辺が開発されて農業環境が悪化している	55	55	154	38
農業収入が少ない	49	49	137	34
後継者がいない	22	22	106	26
販売先がない	6	6	9	2

○生産緑地制度と宅地並み課税制度

平成4年度から、市街化区域内の農地の宅地への利用転換を促進するために、宅地並み課税制度が導入され、同時に農地の公共用地などへの利用転換を目的として、生産緑地法の改正も行われました。この結果、市内の農地は生産緑地法に基づく生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地（宅地化農地）に区分されました。

それぞれの特徴は、表 19 のとおりです。

表 19：生産緑地地区内農地と宅地並み課税農地の特徴

	生産緑地地区内農地	宅地並み課税農地
固定資産税	生産緑地課税（年） 約 1.5 円/㎡（畑）・約 1.7 円/㎡（田）	生産緑地の 100～200 倍程度 （宅地並み課税）
農地以外への転用	指定後 30 年または、農業従事者の死亡またはそれに準ずる故障があった場合のみ	届出
相続税の納税猶予制度の適用	適用される	適用されない

【生産緑地評価額 108 円/㎡（畑）・126 円/㎡（田）】

これまでは、宅地化農地を中心に減少していましたが、ここ数年、農業従事者の死亡や故障による生産緑地の減少も目立っています。農業従事者の高齢化がすすんでいるため、この傾向は続くものと考えられます。

宅地並み課税農地を有する農家から生産緑地への新たな指定の要望や街づくりの観点から平成 15 年度から新たな指定を行っています。平成 15 年度は約 1.7ha、16 年度は約 0.8ha の農地が新たに指定されました。また、平成 23 年から生産緑地の追加申請を受け付け、平成 24 年度約 1.0ha、平成 25 年度約 2.5ha の追加指定を行った。

市内の生産緑地農地のほとんどすべてが、平成 4 年度から 30 年経過した平成 34 年度に、その農地の所有農家から買い取り申し出がおこなえることとなりますが、その時点が、市内に農地が残るかどうかの大きな分岐点になると考えられます。

○相続税の納税猶予制度

平成 4 年度に、租税特別措置法が改正され、農地に係る相続税の納税猶予の適用は、三大都市圏では生産緑地のみとなり、納税猶予期間もそれまでの 20 年が一生涯となりました。

農地に係る相続税の納税猶予制度の適用を受ければ、相続税の負担は少なくなりませんが、農業経営の実態は、低い農業収入をアパートや駐車場などの不動産収入で補っているのが現状です。

このため、相続が発生するとその不動産に係る相続税を納税するために、農地を売らざるを得ないことが農地の減少する大きな原因となっています。不動産を売却する方法も選択肢にありますが、「短い納税期間の間に更地にすることはむずかしい」、「生活の基盤となる収入がなくなってしまう」などの声が聞かれます。

府中農業の課題

前章で示した現状を踏まえ、50年先にも府中市に農地・農業を残していくために、この先8年間で取り組まなければならない主な課題は次のとおりです。

1 農地

毎年、約4ha（全農地面積の約2.6%程度）の農地が減少しています。このペースで推移すると、35年後には市内から農地がなくなってしまいます。

個人の資産である農地が、相続税の納税のためなどの理由で処分されることは、やむを得ない部分もあります。しかし、多くの市民がこれ以上農地を減らさないでほしいと望んでいるとともに防災や環境、教育などさまざまな面で市民生活に貢献している農地を将来にわたって残すために市が支援していくことが必要です。

また、緑被率の観点などからも農家が所有している屋敷林や樹林地などを残すための支援も必要です。

農地の細分化・住宅との混在化がすすみ、農作業などに支障をきたすことが予測されるため、まとまりのある農地として残すことや近隣住民と農家のルールづくりなども必要です。

2 農家戸数と農業従事者

農家戸数・農業従事者ともに減少傾向にあります。新規就農者を増やすためには、農業経営が成り立つ環境づくりや不安材料となっている相続税などの農地税制問題の解決が必要です。農家の農業技術の向上、先進技術の導入などについても支援が必要です。

農業従事者の高齢化については、省力化のための技術・経営指導や機械化の支援、援農ボランティア制度の拡充に努めるとともに、地域での高齢者農業従事者へのヘルプネットワークの構築なども必要です。

また、50年後に府中市に農地・農業を残すためには、次世代を担う農業後継者の確保や育成支援が重要であり、農業後継者や定年退職後の就農者に対する重点的な施策の展開が必要です。

さらに、直売や観光農園の拡大に伴い、女性の発想による新たな経営も必要になってきているため、女性農業者の意見の把握や参画・活動の場の拡大が望まれています。

3 農業経営

1戸当たりの経営耕地面積が少ないことや農産物の価格低迷などの理由で、農業収入は低迷しており、農業収入だけで経営を安定させるのは難しい状況

にあります。

また、**65%**の農家が今後の経営について現状維持としています。

農業収入だけで経営を安定させるためには、単位面積当たりの収益をあげることやブランド化、**また加工品**など付加価値をつけた販売を行うことが必要です。

消費者が身近にいるという好条件（立地・流通コスト削減など）を活かせる農業を支援するとともに、経営規模にあった出荷先の確保に努めていくことが必要です。

4 市民とのふれあい

市民から農地・農業を活用したさまざまな事業の実施が期待されています。

多くの市民から「農地を残してほしい」という声が寄せられています。後継者不足・担い手不足など農家だけでは解決できない問題もたくさんありますが、農家と市民とが一体となって「援農ボランティア制度の充実」などの実現に取り組んでいける仕組みづくりが必要です。

5 市民の府中農業に対する理解

多種多様な農地・農業の役割を理解してもらうため、「産業・健康」「環境・景観」「防災」「教育」「地域コミュニティ」など多面的な機能をさまざまな面から都市農業のPRを進めて行くことが必要です。

体験型農園など農業体験を通じて、都市農業の実情や農業の大切さを知ってもらう事業も必要です。

6 農業を取り巻く税制度・農地制度

農業を続けていくための大きな障害は相続税の負担と均分相続による農地の細分化・宅地化の問題です。地価が高く、税負担の大きい三大都市圏で相続が発生しても農地・農業が残せるよう都市農業独自の経営基盤体制の構築や支援制度の確立と都市計画における街づくりや農地制度・税制度の改正などを農業団体とともに国や関係機関などへ積極的に要請することが必要です。

7 循環型農業の推進

限られた面積の農地を繰り返し耕作しなければならない都市農業では、良質の農産物を生産するため、有機質堆肥を投入した土作りが重要です。畜産農家が減少し畜産堆肥が手に入らない現在、市内から発生する街路樹や公園の樹木の落ち葉や剪定枝、食品残渣などの堆肥**化を検討し**、その堆肥を利用して安心安全な農産物を栽培し、市内で販売する資源循環型農業を進めていくことが必要です。